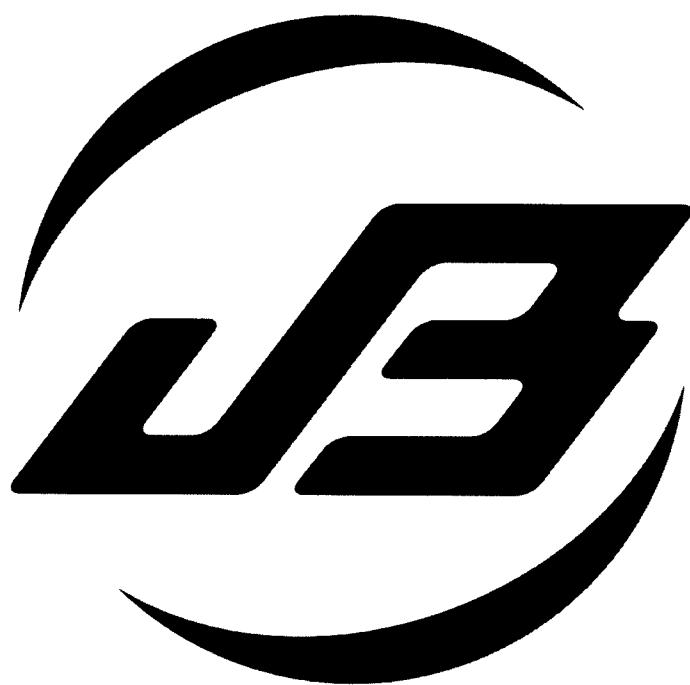


# ボウリング・ボール検査員 検査に関する手引



公益財団法人 JAPAN BOWLING

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING

## 公認ボール検査員規程

### 第1条（目的）

公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下「この法人」という。）は、この法人並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会に使用するボウリングボールは、すべて国際ボウリング連盟（International Bowling Federation 略称：IBF）の規格に基づき、かつこの法人のボウリング施設、設備、競技用具の規格に合格したボウリングボールが適正に使用されるようボール検査を実施し、ボウリング競技の公正かつ健全な普及、発展を図るとともにボール検査員の資質の向上を目的とし本規程を制定する。

### 第2条（名称）

公益財団法人 JAPAN BOWLING 公認ボール検査員（以下「公認ボール検査員」という。）と称する。

### 第3条（申請条件）

公認ボール検査員として申請する場合は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) この法人個人正会員、実業団会員及び学生連合会員
- (2) 公認ドリラーに登録した者

### 第4条（申請方法）

前条第1号の条件を満たし、研修を受け所属都道府県連盟の推薦を得た者は、所定の申請書に必要事項を記入し、会費を添えて所属団体を通じ申請する。前条第2号の条件を満たした者は、所定の申請書に必要事項を記入し、本協会に申請する。

### 第5条（認定）

第3条第1号の申請条件及び第4条の申請方法を満たし、所属都道府県連盟代表者が認め推薦した者をこの法人指導委員会認証部会において審査し、理事会の承認を経て、この法人会長が資格を付与する。

第3条第2号及び第4条の申請方法を満たした者は、資格を付与する。

### 第6条（登録）

第5条により認定された者は、指定された年度ごとに所属都道府県連盟を通じ本協会に公認ボール検査員として登録手続きをしなければならない。

ただし、公認ドリラーでボール検査員の者は、この法人に登録手続きをしなければならない。

- 2 新規に登録する場合は、指定された年度の残存期間を登録する。

### 第7条（登録料）

公認ボール検査員に認定された者は、毎年5月31日までに、登録申請書に1年間の登録料1,000円を添えて、所属都道府県連盟を通じてこの法人に納入する。ただし、公認ドリラーは会費を免除する。

### 第8条（認定証の交付）

第6条、第7条の手続きを完了した者に対し、公認ボール検査員認定証を交付する。

### 第9条（義務）

公認ボール検査員に認定された者は、次の義務を負うものとする。

- (1) 所属都道府県連盟で開催する研修会に参加し、資質の向上に努める
- (2) 公認ボール検査員が検査したボールに関しては、検査員がすべての責任を負うものとする

- (3) ボール検査合格証には、検査員が検査したボールに対してのみ記名捺印するものとする
- (4) 公認ボール検査員の連絡先、住所、所属等に変更があった場合は、すみやかに所属都道府県連盟を通じ、この法人に書面又は電磁的方法により届出るものとする。  
ただし、公認ドリラーでボール検査員の者は、この法人に届出るものとする。

#### 第 10 条（資格の喪失）

公認ボール検査員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 認証部会が公認ボール検査員として、任務遂行上不適格と認めた者
- (2) 公認ボール検査員の認定を受けた後、6ヶ月以内に登録手続きを行わなかった者
- (3) 1年ごとの登録をしなかった者
- (4) ボール検査を行わず名前だけを貸した者
- (5) ボールのドリル前に、ボール検査合格証に検査員氏名を記入し発行した者

#### 第 11 条（規程の改廃）

本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

#### 附 則

- (1) 本規程は、2008年(平成20年)4月1日より施行する。
- (2) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (3) 本規程は、2014年(平成26年)3月15日より施行する。
- (4) 本規程は、2015年(平成27年)4月1日より施行する。
- (5) 本規程は、2021年(令和3年)6月10日より施行する。
- (6) 本規程は、2024年(令和6年)4月1日より施行する。

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING

## ボウリング施設、設備及び競技用具認証規程（抜粋）

### 第1条（目的）

公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下「本協会」という。）は、この法人並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会に使用する施設、設備及び競技用具は、全て国際ボウリング連盟（International Bowling Federation 略称：IBF）の規格に基づき、検査、認証並びに指導を行い、ボウリング競技の公正かつ健全な普及、発展を図る目的をもって、本規程を制定する。

### 第2条（定義）

認証を必要とするものは、原則として施設、設備、競技用具規格に記載されたものとする。

- 2 この法人の検査を受けて合格した施設、設備及び競技用具は、公式の競技会を開催できる施設、設備又は公式競技に使用し得る十分な精度を持った用具であることをこの法人が認証したものとする。
- 3 この法人並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会には、すべてこの法人により認証されたものを使用しなければならない。

### 第3条（検査義務）

施設の部分や用具で新しいものを公認競技会に使用する場合には、使用以前にこの法人の検査を受け合格し、認証されなければならない。

- 2 この場合、この法人指導委員会の検査を受け理事会の承認を得るものとする。
- 3 公認競技場に登録する競技場がレーン認証検査を実施する場合、競技場内にあるすべてのレーンの検査を受けなければならない。
- 4 検査項目及び内容等は、別に定めるボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格によるものとする

### 第4条（検査認証手続き）

施設、設備及び競技用具の検査認証を受けようとする者は、所定の申請書に必要書類、資料、検査料、認証料を添えて提出しなければならない。公認競技場に登録する競技場は併せて所定の申請書に登録料を添えて提出しなければならない。ただし、一度受け取った料金は、いかなる理由があっても返還しない。

### 第5条（検査員）

検査は、この法人指導委員及び認証検査員、公認レーン検査員もしくは特に任命された者が行う。

- 2 公認レーン検査員は、別に定める細則により任命する。

### 第6条（証明書類等の交付）

検査に合格し認証され、かつ公認競技場登録をする施設、設備には本協会の公認競技場証、公認競技場登録証並びに認証ステッカーを交付する。また、用具には本協会の認証ラベルを貼付する。

### 第7条（有効期限）

設備のうちレーン及びアプローチ関連部分の認証有効期限と、公認競技場登録の有効期限は別に定める。

### 第8条（認証の取消し）

検査認証された施設、設備及び競技用具は、隨時抜取り検査を実施し認証の条件に合致しない事実が生じたときは認証を取消す。

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING ボウリング競技規則(抜粋)

この規則は、国際ボウリング連盟 (International Bowling Federation 略称 : IBF) の規則に基づき、公益財団法人 JAPAN BOWLING (以下「この法人」という。) が制定し、日本におけるボウリング競技規則とする。

## 第1章 競技規程

### 第 135 条(使用ボール)

ボールは手の作用によって投球されるものとし、ボールの指穴調整を工夫すること以外は、その内部及び外部に添付物を使用することなど、いかなるほかの手段もこれを併用してはならない。

すべての公認競技においては、ボールは国際ボウリング連盟の公式認定ボール又はこの法人公式認定ボールでこの法人の公認ドリラーによってドリルされ、この法人の公認ボール検査員が検査し、合格したボールを使用するものとする。

競技者は、投球中にすべての指穴に指を入れて投球しなければならない。  
投球中に指を入れていない穴があった場合、そのゲームの得点は 0 とする。

### 第 136 条(ボウリングボールの表面調整及び表面加工)

ボウリングボールの表面調整及び表面加工については、国際ボウリング連盟の規定に基づき、次のとおりとする。

ゲーム中にボールの表面を調整及び加工した場合は、そのゲームの得点は 0 とする。

- (1) ボウリングボールの調整に使用できるポリッシュ並びにクリーナーは、国際ボウリング連盟の公式認定の物とし、ボウリングボールの表面調整は、競技が遅滞しない範囲でゲームとゲーム間で許されるが、必ず手で実施し、ボウラーズエリア内では行うことはできない。
- (2) ボウリングボールの表面加工をすることは、第 1 号で規定されたものを除き、指定された場所において、公式練習中、競技直前の練習時間中及びシフトとシフトの間は許される。
- (3) ボールの表面を調整及び加工した場合は、その表面に付着物があつてはならない。

## 第4章 選手権競技会規程

### 第 410 条 (使用ボール)

選手権競技会に使用するボールは、次の各号に基づいて使用するものとする。

- (1) 選手権競技会に出場する者の使用ボールは、すべて国際ボウリング連盟公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで認証検査に合格したものであること。また、常に本協会規定の「ボール検査合格証」を携帯していなければならない。
- (2) 合格したボールでも、表面にテープ、ペンキ等で目印をしたり、明らかに故意にキズをつけた場合は、失格とする。
- (3) ボールの表面調整及び表面加工については、競技規程第 136 条を適用する。
- (4) 競技者は、大会に使用するすべてのボールを登録しなければならない。
- (5) 1991 年 1 月 1 日以降に製造されたボールのみ使用が認められる。
- (6) 上記のほか、競技規程第 135 条を適用する。

### 第 411 条 (ボールの再検査)

競技中参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。登録されていないボールを使用していた場合、大会の記録はすべて無効となる。

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING ボウリング施設、設備及び競技用具の規格 細則

## (目的)

第1条 この細則は、国際ボウリング連盟（International Bowling Federation 略称：IBF）の規格に基づき、公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下「この法人」という。）のボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格のレーン及びアプローチ関連部分並びにボウリング競技において使用する用具について明確にするため、この細則を制定する。

## (レーン)

第2条 レーン認証有効期限は1年とする。ただし、以下に該当するものは検査の実施および検査料、認証料の納入を免除の上有効期限を1年延長することができる。

- 1 ウッドレーンで、新規設置時に検査認証し1年経過したもの
- 2 ウッドレーンで、リサーフェイス時に検査認証し1年経過したもの
- 3 シンセティックレーンで、新規設置時に検査認証し1年経過したもの
- 4 シンセティックレーンで、設置2年後に検査認証し1年経過したもの

## (アプローチ)

第3条 アプローチ部分については、規格範囲内でレーンと同じ扱いとする。

## (ピンデッキ)

第4条 ピンデッキ部分については、規格範囲内でレーンと同じ扱いとする。

## (その他の部分)

第5条 ボウリング施設、設備及び競技用具認証規程に基づいて検査し、合格したものとする。

## (ボウリングピン)

第6条 ボウリングピンに関しては、材質、重量、重心、含水率、標識及び塗装、形状・寸度、表面硬度等をこの法人検査員が検査し、合格したピンを認定ピンとする。

## (ボウリングボール)

第7条 ボウリングボールは、非金属製のものでなければならない。材質、重量、寸度、バランス、外観、硬度等は規格に合致していなければならない。ボウリングボールの検査有効期限は、検査日から1年間とする。

## (ボールクリーナー)

第8条 ボールクリーナーは、競技中は使用することはできない。競技中でなければ使用できるが、硬度を変えるものは使用できない。使用した場合は、再度検査を受けるものとする。

## (細則の改廃)

第9条 この細則は、指導委員会及び認証部会において検討審議し、理事会の決議を経て改廃することができる。

## 附 則

- (1)この細則は、2006年(平成18年)4月1日より施行する。
- (2)この細則は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (3)この細則は、2014年(平成26年)6月16日より施行する。
- (4)この細則は、2015年(平成27年)4月1日より施行する。
- (5)この細則は、2017年(平成29年)4月1日より施行する。
- (6)この細則は、2021年(令和3年)6月10日より施行する。
- (7)この細則は、2024年(令和6年)4月1日より施行する。

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING

## 公認ドリラー規程

### (目的)

第1条 公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下「この法人」という。）は、この法人並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会に使用するボウリングボールは、全て国際ボウリング連盟（International Bowling Federation 略称：IBF）の規格に基づき、かつこの法人のボウリング施設、設備、競技用具の規格に合格したボウリングボールが適正に使用されるようドリルを実施し、ボウリング競技の公正かつ健全な普及、発展を図るとともにドリラーの技術向上を目的とし本規程を制定する。

### (名称)

第2条 公益財団法人 JAPAN BOWLING 公認ドリラー（以下「公認ドリラー」という。）と称する。

### (認定)

第3条 新たに公認ドリラーになる者は、新規登録申請書を提出しこの法人認証部会の審査を受けるものとする。認証部会は技能・見識・経験等により審査し、公認ドリラーの資格を付与する。

2 新規登録申請書には規定の推薦団体による推薦印を得るものとする。

#### 【公認ドリラー推薦団体一覧】

- ① この法人
- ② この法人加盟都道府県ボウリング連盟代表者
- ③ この法人公認競技場
- ④ 公益社団法人日本プロボウリング協会
- ⑤ 公益社団法人日本ボウリング場協会並びに加盟センター
- ⑥ 日本ボウリング商工会

3 新規認定された者は、認定を受けた後 6 ヶ月以内に公認ドリラーとして、登録手続きをしなければならない。

### (登録料)

第4条 登録料は年 5,000 円とし、納入時期は次の通りとする。

- 2 更新登録者は毎年 5 月 31 日までにこの法人事務局に納入する。
- 3 新規登録者は認定通知が届き次第、この法人事務局に納入する。

### (認定証の交付)

第5条 第3条、第4条の手続きを完了した者に対し、公認ドリラー認定証を交付する。

### (義務)

第6条 公認ドリラーに認定された者は、次の事項の義務を負うものとする。

- (1) 定期的に開催される研修会に出席し、国内外のルール確認、変更及び情報交換、新技術の取得に努める。
- (2) 連絡先、住所、勤務先等に変更があった場合は、速やかに本協会へ書面又は電磁的方法により届出るものとする。
- (3) 公認ドリラーは、自らがドリルしたボールに対し、ドリル証明証を発行する。
- (4) 公認ドリラーがドリルしたボールに関しては、公認ドリラーがすべての責任を負うものとする。
- (5) 公認ドリラーは 3 年に 1 回以上、有資格者研修会に参加すること。

(上級資格)

第7条 公認ドリラーの意識向上と技術研鑽を図るため、ブロンズコース・シルバーコース・ゴールドコースの研修会を定期的に開催し、修了者を上級資格者に認定する。

(資格の喪失)

第8条 公認ドリラーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 認証部会が公認ドリラーとして、任務遂行上不適格と認めた者。
- (2) 公認ドリラーの認定を受けた後、6ヶ月以内に登録手続きを行わなかった者。
- (3) ドリルを行わず名義貸しをした者。
- (4) 年度更新登録をしなかった者。
- (5) 義務研修会（3年に1回）に参加しなかった者。

(復帰)

第9条 公認ドリラーが復帰をする場合は、登録休止した年度分の会費を納入する。

- 2 復帰年度の義務研修会に参加する。

(その他)

第10条 公認ドリラーに登録した者は、ボール検査員の資格を付与する。

- 2 前項のボール検査員資格付与については、認証部会で審議し、資格を付与する。

附 則

- (1) 本規程は、1998年(平成10年)4月1日より施行する。
- (2) 本規程は、2000年(平成12年)5月1日より施行する。
- (3) 本規程は、2003年(平成15年)5月27日より施行する。
- (4) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (5) 本規程は、2018年(平成30年)4月1日より施行する。
- (6) 本規程は、2021年(令和3年)6月10日より施行する。
- (7) 本規程は、2022年(令和4年)4月1日より施行する。
- (8) 本規程は、2024年(令和6年)4月1日より施行する。

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING

## ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格

### 第4章 ボウリングボール

#### 第32条（素材）

- (1) ボールは固体（液体ではない）の材料でできており、内部に空洞や隙間のない非金属製の構成物で出来ているものとする。装飾のための細かい反射粒子や薄片は使用することができる。ただし、これらの粒子や薄片は製造時にボールに混入され、厚さ 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) 以下の透明な殻（シェル）の下に均一なパターンで分布させる場合に限る。この物質はボールのバランスにいかなる影響も与えないよう分布しているものとし、このような物質の総量はボール 1 個あたり 1/2 オンス (14 グラム) を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。

#### 第33条（重量とサイズ）

- (1) ボールの重量は 16.00 ポンド (7.25 キログラム) 以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は 27.002 インチ (68.58 センチメートル) 以下、26.704 インチ (67.83 センチメートル) 以上であるとする。直径は 8.595 インチ (21.83 センチメートル) 以下、8.500 インチ (21.59 センチメートル) 以上であるとする。

#### 第34条（バランス）

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10 ポンド (4.53 キログラム) を超える重量
- (i) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3 オンス (85 グラム) 以内とする。  
(トップ/ボトムウェイト)
  - (ii) フィンガーホールの左右・前後の差が 3 オンス (85 グラム) 以内とする。  
(サイドウェイト) (サム/フィンガーウェイト)
  - (iii) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも 3 オンス (85 グラム) 以上の差があつてはならない。
- (2) 10 ポンドから 8 ポンド (4.53 キログラムから 3.62 キログラム)
- (i) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 2 オンス (57 グラム) 以内とする。  
(トップ/ボトムウェイト)
  - (ii) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。  
(サイドウェイト) (サム/フィンガーウェイト)
  - (iii) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
  - (iv) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
  - (v) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (3) 8 ポンド (3.62 キログラム) より軽いボール
- (i) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。  
(トップ/ボトムウェイト)
  - (ii) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。  
(サイドウェイト) (サム/フィンガーウェイト)

- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が  $3/4$  オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後  $3/4$  オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも  $3/4$  オンス (21 グラム) 以内とする。

### 第 35 条 (ドリリング規格)

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー 1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリッピングのために使用できること、投球中にグリッピングのために使用していないホールがあつてはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径  $1/4$  インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径  $5/8$  インチ (15.9 ミリメートル)、深さ  $1/8$  インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。

### 第 36 条 (表面)

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あつてはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの構とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。
- (4) 親指穴 (サムホール) が無いボールについての手のひらを置く方向を示す(+)マークは表面の窪みや溝、傷とみなさい。+マークについては以下の条件で付けるようにする。
  - a) 中心点より直下 ( $2$  インチ (5.08 センチメートル) ぐらいの場所) で手のひら中心付近につけること
  - b) サイズは  $0.3937$  インチ (1 センチメートル) 以上  $0.7874$  インチ (2 センチメートル) 程度、深さについては特に定めないが、ローリングトラックにかかる場合はレーンに傷がつかない深さとすること
  - c) マークを付ける道具については特に定めないこととする

### 第 37 条 (器具)

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること
- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は 1 立方センチメートルあたり  $1.5$  グラム以下であること

### 第 38 条 (補助用具)

ボウリングボールは完全に手によって投球されるものとし、投球時に分離や、投球中ボール内で可動する器具は内部に組み込んだり表面に付着していてはならない。ただし、手や手の主要な部分を失った競技者は投球する補助となる特別な装置を手の代わりに使用できる。

### 第39条（硬度）

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温（20～25度）で72デュロメーターD以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。
- (3) USBC公認ボールリスト（アブルーブリスト）に掲載されているボール及びJB公認ボールは硬度検査を不要とし使用を認める。

### 第40条（クリーニング）

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えることなく、投球前にボールから拭い取るという条件で使用できる。これらの条件のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

### 第41条（プラグ・デザイン・ロゴ・マーク）

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作つてはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のまま禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があつてはならない。（ソリッドをプラグの代わり使用してはならない）
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合していかなければならぬ。密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをはっきり見えるように付けておくものとする。

### 第42条トーナメント会場で計測されなければならない規格（当日検量）

- (1) 16ポンド（7.25キログラム）を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや溝は5つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径1/4インチ（6.4ミリメートル）を超えないものとする。
- (4) 検査のための穴を1つ開けることが許される、直径5/8インチ（15.9ミリメートル）、深さ1/8インチ（3.2ミリメートル）を超えないものとする。
- (5) バランスは第34条のとおりとする。
- (6) 硬度は第39条のとおりとする。

### 第43条（規格の改廃）

本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる。

### 附則

- (1) この規格は、1974年（昭和49年）2月24日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980年（昭和55年）1月1日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986年（昭和62年）4月1日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990年（平成2年）10月20日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996年（平成8年）4月1日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002年（平成14年）11月12日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006年（平成18年）4月1日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008年（平成20年）5月25日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年（平成24年）4月1日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012年（平成24年）5月27日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015年（平成27年）4月1日より、施行する。
- (12) この規格は、2018年（平成30年）4月1日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2018年（平成30年）8月1日一部改正し、施行する。

- (14) この規格は、2020年(令和2年)8月1日一部改正し、施行する。
- (15) この規格は、2021年(令和3年)4月1日一部改正し、施行する。
- (16) この規格は、2021年(令和3年)6月10日一部改正し、施行する。
- (17) この規格は、2021年(令和3年)9月1日一部改正し、施行する。
- (18) この規格は、2022年(令和4年)4月1日一部改正し、施行する。
- (19) この規格は、2022年(令和4年)6月1日一部改正し、施行する。
- (20) この規格は、2024年(令和6年)4月1日一部改正し、施行する。

## 公益財団法人 JAPAN BOWLING ボールバランスの規格

(単位はオンス　すべて以内とする)

	トップ/ボトム ウェイト	サム/フィンガー ウェイト	サイド ウェイト
8ポンドより軽い	3／4	3／4	3／4
10ポンドから8ポンド	2	3／4	3／4
10ポンド以上	3	3	3

(単位はオンス　すべて以内とする)

	トップ ウェイト	フィンガー ウェイト	サイド ウェイト
穴や凹みの 無いボール	8ポンドより 軽いボール	ボールのどの半球の差も3／4	
	10ポンドから 8ポンド	〃	3／4
	10ポンド以上	〃	3

# JB ボール検査合格証の記入について

実施日 2024年4月

## JB ボール検査合格証（記入例）

JB	ボール検査合格証			No.○○○○○○○
氏名	東京 太郎		所属	東京都
J.B. No.	13-A-○○○○○			
ボール 名	例 1) Black Diamond Particle Pearl 例 2) ブラックダイヤモンドパーティクルボール			
ボール No.	j p ○○○○○	公 認	IBF	○ JB
重量	6.97 kg	指穴数	3 プラグ	無( ) 有( )
有効期限 2024年4月1日より1年間有効				

公益財団法人 JAPAN BOWLING

### 氏名・所属・JB No.

JB会員証に記載されている、氏名、所属(連盟)名、JB会員番号を記入する。

※ボール検査合格証の有効期間内に、年度切り替え等により、氏名、所属(連盟)名、JB会員番号が変わった場合は、新しい氏名、所属(連盟)名、会員番号を訂正してそのまま使用する。

※訂正箇所には、JB公認ボール検査員が確認し捺印する。(訂正印は氏名・会員番号・所属のみ使用可能)

### ボール名・ボールNo・公認 (IBF・JB) 欄

ボール名は、ドリル証明証のボール名を IBF (アブルーブリスト)・JB公認ボール (ホームページ) で確認して記入する。(例1・例2の様にボール名は英文字・カタカナ記入どちらでもよい)  
IBFかJBの公認が確認できたらどちらかに「○」印を付ける。

ボールNo.は、ドリル証明証とボールに刻印されている番号を確認して記入する。

### 硬度

2021年9月1日より USBC 公認ボールリスト (アブルーブリスト) に掲載されているボール及びJB公認ボールは硬度検査を不要のため硬度の欄は空欄 (記載不要)

※現在硬度が記入されているボール検査合格証から継続で使用される場合も新しいボール検査合格証は空欄 (記載不要) で結構です。

※硬度の欄に記入してしまった場合はそのまま使用してください。

### 重量

ボールの重量は必ず「キログラム」単位で記入すること。

「重量」は台秤で計量することを原則とする。※小数点1ケタ～2ケタまで記入してもよい

### 指穴数・プラグ「無・有( )」

ドリル証明証を確認してボール検査合格証に記入する。

※プラグをする時のソリッドでのプラグは、中に空洞ができるため禁止。

※ボールの表面に付いた傷をプラグした時は、プラグ数に含まない。

※有に○を付けた場合は( )の中に数を記入する。

### 本証の有効期間は1年間とする

本証受領後ボールにプラグ等の内加工をした場合、本証は無効とし、新たに連盟または大会本部に届け出て再検査を受けなければならぬ。

ドリル日 2024年4月1日

(No.○○○○ 分)

公認ドリラー名 青森花子

(No.○○○○ - 13 号)

検査員名 佐賀三郎

佐賀

連盟名 東京都ボウリング連盟

## 有効期間

「ボール検査合格証」の有効期間は、検査日から翌年の検査日の前日までの1年間とする。  
(年度有効期間ではありません)

JB公認ボール検査員が責任を持って有効期間を記入すること。

有効期間の記入は始まりの年月日のみ記入する。

例) 2024年4月1日より1年間有効

年号は西暦で記入する。和暦が記載されたカードは和暦を訂正して記入する。

例) 令和2024年4月1日

## 公認ドリラー名・ドリル日

ボール検査に合格したらボール検査員がドリル証明証を確認して公認ドリラー名・ドリラーNo.（ブローナズ・シルバーの資格を持っている方がドリラーNo.の前にBかSが付いているNo.でドリル証明証に書いてあった場合はそのまま合格証に記入する）・ドリル日を記入する。公認ドリラー印は押さなくてよい。

※検査するボールに対し、JB公認ドリラーとJB公認ボール検査員は、同じであってはならない。

※継続について、一度ボール検査を受け、「ボール検査合格証」の有効期間が失効し、加工等を一切しないで引き続き使用する場合は、JB公認ボール検査員が、失効した「ボール検査合格証」か「ドリル証明証」のJB公認ドリラー名と番号・ドリル日を確認・記入する。

※新規に検査するボールは、ドリル証明証を確認する。

※ドリラーの印の所に印が押してあっても使用可能

※ドリル日は継続の場合のみ年号での記入をしてよい。新規のドリルの場合は西暦で記入する。

（年号が入っているカードについては上記の有効期間と同じように訂正してよい）

## 検査日、検査員名、連盟名

ボール検査に合格した場合に、JB公認ボール検査員の責任において、「検査員名」・「登録番号」を記入し、JBに登録した印鑑を押す。（検査日は記入しなくてよい）

連盟名はボール検査員に販売（公認ドリラーもボール検査員の資格を持っておりませんのでドリラーにも販売をお願いします。）する時に連盟が連盟印を押す。

JB公認ボール検査員が、自分のボールを検査することは認める。

※ドリル前に「ボール検査合格証」に署名捺印をし、発行することは禁止する。

（ボール検査前に「ボール検査合格証」にJB公認ボール検査員氏名が捺印された「ボール検査合格証」を発見した場合は、このJB公認ボール検査員の資格を取消す）

## 有効期間内の再加工等について

「ボール検査合格証」の有効期間内であっても、ボールにプラグ及びドリル等加工を加えた場合は必ず再検査をし、新しい「ボール検査合格証」を発行する。

## 同じボールを2人で使用する場合について

同じボールを2人で使用する場合は、それぞれの選手に「ボール検査合格証」が必要です。

## JB公認ドリラー・JB公認ボール検査員に不正があった場合について

JB公認ドリラー・JB公認ボール検査員に不正があった場合は、即座に資格喪失とし、発行された「ボール検査合格証」は無効とする。

## ボール検査合格証発行について

- ・「ボール検査合格証」は、選手の所属連盟において所属のボール検査員が検査をして発行するものとする。その際、所属連盟が定めているボール検査料金を納入する。
- ・「ボール検査合格証」は、鉛筆及び消せるボールペン等での記入を禁止する。

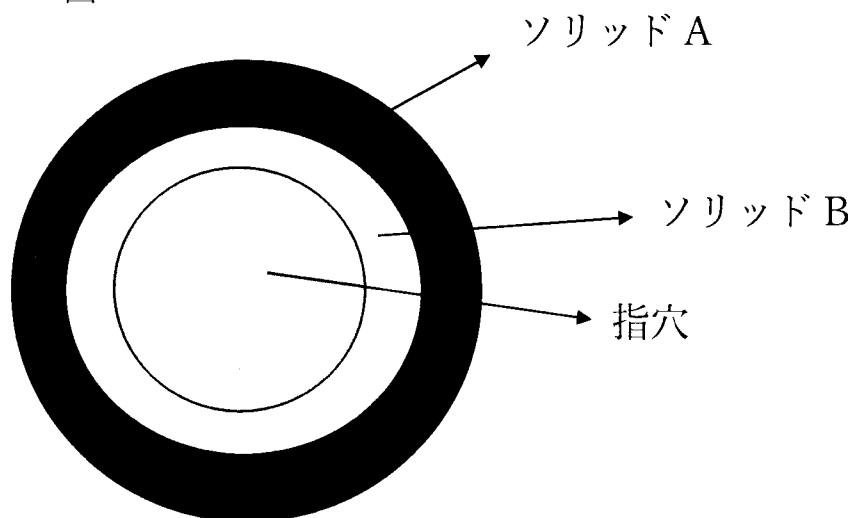
公益財団法人 JAPAN BOWLING 認証部 発行

## ソリッド禁止事項

下記図1の様に大きいソリッド（ソリッドA）にそのまま小さいソリッド（ソリッドB）を入れてのソリッドは禁止されていますので一度埋めなおして再度新しいソリッドを入れな おしてください。

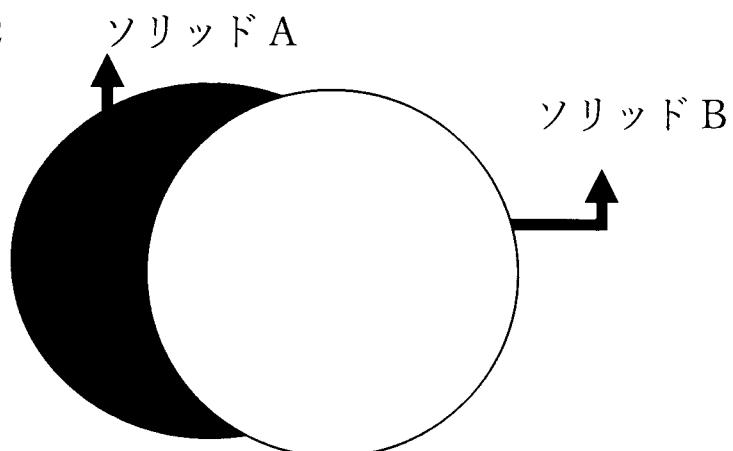
ソリッドをプラグのかわりに使用しないで下さい。

図1



下記図2の様にソリッド（ソリッドA）に少しづらしてソリッド（ソリッドB）をドリルする事は禁止

図2



## JB 主催大会におけるボールの取り扱いについて

### ※ 使用ボール

1. 2006年4月1日以降のJB主催大会に使用するボールは国際ボウリング連盟(International Bowling Federation 略称:IBF)公式認定ボールまたはJB公式認定ボールとする。ボールのアブループ(認証)のチェック等は、USBCホームページ<https://bowl.com/approved-ball-list>からアクセスできます。  
また、JBホームページ<https://www.japan-bowling.or.jp/forbowlers/>からもリンクしています。
2. 2006年4月1日以降のJB主催大会に使用するボールのドリルはJB公認ドリラーによってドリルされたものとする。
3. 2006年4月1日以降のJB主催大会に参加する選手は、所定の大会使用ボール登録証(JB作成)により全てのボールを登録しなければならない。
4. 2006年4月1日以降のJB主催大会において入賞者のボール再検査は行わない。  
参加全選手の中から無作為(ランダム)に選手を選考し、ボールの再検査を実施する。
  - (1) 受付時:大会参加選手は、会場へ持ち込んだすべてのボールを登録する。  
(別紙、大会使用ボール登録証による)
  - (2) ボール検査:参加全選手の中から無作為(ランダム)に選考し、ボール検査を実施する。違反ボールが出た場合は、その選手は失格とする。ただし、当該選手は失格となるが他の選手の個人記録は生かさる。  
(オールイベント等の対象として)
5. JB主催大会に参加する選手は使用ボール4個以内に持込を自粛すること。(指導事項)  
※ 4個以内の持込をした選手については従来通りとし、5個目からは1個につき1,000円の特別保管料を徴収する。

	1個	2個	3個	4個	5個	6個	7個	8個	9個
登録料	0	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
特別 保管料	0	0	0	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000
合計	0	500	1,000	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000

## 公認ボール検査員の認定・登録について

1. 公認ボール検査員資格は、JB 並びに地区連合又は所属団体が開催する講習会に参加し、所定の講習を修了したものは、所属団体代表者の推薦により JB に申請する。認証部会により審査し、公認ボール検査員の資格を付与する。(公認ボール検査員規程第3条～5条)
2. JB 公認ドリラーの資格取得者には、公認ボール検査員の資格が付与される。
3. 認定を受けた者は、所属する各都道府県を通じて、「公認ボール検査員」としての登録手続きを JB にしなければならない。(別に定める登録申請書に必要事項を記入。また、ボール検査合格証に捺印する印を押すこと)
4. 「公認ボール検査員」は、1年ごとに更新手続きし、登録しなければならない。
5. 公認ボール検査員が、所属する連盟及び全日本学生連合の移籍、移動、住所等が変更になった場合は、書面にてその理由を記入し、所属団体を通じて JB に届け出をしなければならない。
6. 公認ボール検査員が、次の各項に該当する場合は、公認ボール検査員資格の停止、喪失等を連盟認証委員会で決定し、その決定結果を必ず JB に報告し、承認を得るものとする。
  - 1) 年度ごとの登録をしなかったとき。
  - 2) 所属する連盟及び全日本学生連合の推薦が無くなったとき。
  - 3) 検査業務の委託を受けたにもかかわらず、正当な理由もなく、その任に当たらなかつたとき。
  - 4) 不正に「ボール検査合格証」を発行したとき。
  - 5) 公認ボール検査員として、任務遂行上、不適格と認めたとき。

## ボール検査の実施にあたって

ボールの検査は、重量やバランスだけでなく、該当するボールがJBの施設、設備、及び競技用具認証規格に合致しているかどうかを検査、点検し、合格したボールに対して「ボール検査合格証」発行すべきであるかを判定するものである。

### ※ ボール検査に関しての要点《点検すべき項目》

- 1) 『JB会員証』の提示を求め、下記の事項を確認する。
  - ① 会員の氏名
  - ② JB会員番号
  - ③ 年度会費納入済シール
  - ④ 所属連盟・支部・クラブ名の記載
- 2) ボールの『外観』について、下記の事項を点検し確認する。
  - ① ボール名
  - ② ボール番号
  - ③ 指穴の数（指穴、その他の穴）
  - ④ プラグの有無（プラグ数）
  - ⑤ 表面のキズ、補修の点検
  - ⑥ +マーク（親指穴（サムホール）がない場合確認する）
- 3) ボールの『重量』を計量する。

重量は、原則として『台秤』（ダイバカリ）を使用し、計量する。  
(バランサーでの計量は控えて下さい)
- 4) ボールの『バランス』を検査する。

重量により、バランスの許容範囲が異なるので十分に注意して検査する。  
また、ボールの検査前には、必ず検査する中心を確認し、検査に入ること。  
① トップウェイト ② サイドウェイト ③ フィンガーウェイト  
詳しくは、P20～P22を参照する。  
なお、バランスでウェイトオーバーしている場合は、1台のバランサーの検査だけで不合格の判定はしない。少なくとも2台以上で検査をすること。

### ボール検査員の検査実施における心得と注意事項

- ※ ボール検査員は、その使命と任務の重要性を認識し、研究と豊富な経験を積むことにより、会員の信頼を得る人柄となるよう心掛けること。
- ※ 常にボール検査員としての誇りを持ち、自信のある検査業務を遂行して下さい。
- ※ 大会等に使用するボール検査は、選手にとって最大の関心事があります。必ず定められた方法で、公正、正確に実施すること。
- ※ 検査するボールは、選手(会員)の大切な私物です。常に十分な配慮をして取扱いすること。
- ※ ボール検査中は勿論のこと、平素から態度や言葉遣いには十分に配慮し、信頼が得られるように心掛けること。
- ※ 選手がボール検査を受けに来たときからボール検査合格証を発行するまでが、ボール検査員の業務です。スムーズな流れの中で誤りのない正確なボール検査合格証を発行すること。
- ※ ボール検査器具には、常に気を配って下さい。検査場所を離れた後に検査をする場合は、必ずボール検査器具の水平度等を再度確認してから検査をすること。

#### 1) 『バランサーの種類』について

バランサーは、従来のバランサーに加え、オートバランサー等があります。  
どの機種も使えるように練習を積むこと。

2) 『バランサーの正しい設置』について

- ① バランサーを設置するためには、バランサーを置く台（机）を水平に固定する。
- ② バランサーを台(机)に置き、動きを無くし検査員側に目盛りが来るよう設置する。
- ③ バランサーの『水平度』を調整し、確認する。  
バランサーにある『水準器』の『水泡』が中心に安定するようバランサーの下に付いているネジを調整する。
- ④ バランサーの『零点（ゼロ点）の釣り合い』を調整、確認する。  
前方の『バランスさお』の『おもり』を中央目盛りの『0』に合わせ、後方の『重量さお』の『おもり』を左方の『0』目盛りに正しく合わせてから、さお先の指針が『標針』と完全に一致するかを確かめること。  
但し、正しく一致しない時は、さお先にある『調子玉』を左右に回して調整し、固定指針と合致していることを確認する。

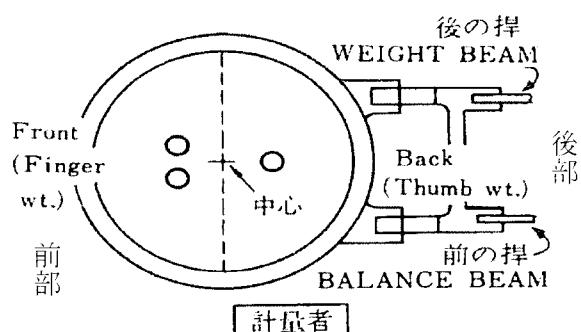
3) 『ボールの中心点』について

- ① 正確には、ボウリング・ボールの検査方法により『中心点』を求める。  
P23～P25の「図1～図9」を参照する。  
最初は、『中心点』を求めるために線を引くと正確に求められる。  
『中心点』はボールの記号や標識、メーカーのセンターマーク等とは関係なく、使用するためにドリルされた指穴（バランスホール、通気のための穴は対象外とする）において『中心点』を求める。
- ② 『指穴の中心』は、ドリルの角度やピッチには関係なく、また、指穴のピッチの加工等は関係なく、指穴の真上から見てその中心を測定する。
- ③ 『ウエイト検査』について  
ウエイトの検査は、設置したバランサーによって、サイドウエイト、サム/フィンガーウエイト、トップ/ボトムウエイトを順次測定する。

# 用語の定義

検査員は検査中、秤（ハカリ）に向って、左にボールを置く輪台の位置に立つて検査する。

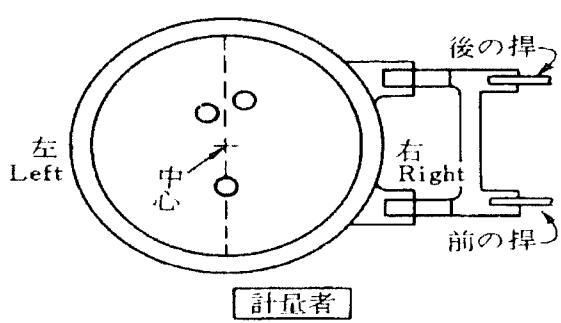
図1



前部……指穴（フィンガー）を含むボールの半分（図1参照）

後部……親指穴（サム）を含むボールの半分（図1参照）

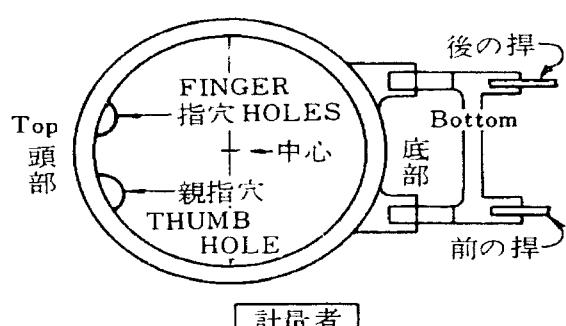
図2



右側……ボールの中心をとおり、指穴（フィンガー）と親指穴（サム）を均等に2分する平面により決定されるボールの半分  
右側というのは、検査員の方に親指穴（サム）を向けておき、向かって右側をいう（図2参照）

左側……右側の反対のボール半分（図2参照）

図3



頭部……親指穴（サム）と指穴（フィンガー）を含むボールの半分（図3参照）

底部……頭部の反対側、つまり指穴の反対側のボールの半分（図3参照）

# ボール検査の方法と手順

## (1) ボールの総重量の測定

ボールの総重量の測定は、原則として台秤を使用し、規格 7.25 キログラム（16 ポンド）以下であることを確認し、重量合格とする。

## (2) ボールバランスの測定

＜親指（サム）、中指・薬指等（フィンガー）のあいているボール＞

	手動バランサー	オートバランサー
スケッチ A		
スケッチ B		
サイドウェイトバランス測定	<p>検査員は、ボールの置くほうを左にし、棹（さお）の前に立って測定する。          &lt;親指は検査員側にセットする&gt;</p> <p>* 次項図 1 の通りボールを載せセットする。          * 後の棹（さお）の錘（おもり）で水平をとる。          * 水平が取れた時点で、次項 2 のようにボールを 180 度回転して、前の棹の錘を動かして水平をとる。          右・左に動かし、左右 3 オンス以内であれば、サイドバランスは合格になる。          (10 ポンド未満・バランス規格参照)</p>	<p>表示値は、1/16 オンスを 1 カウントとし、最小表示は 1 カウントになる。（表示値が 16 のとき、1 オンスとなる。）</p> <p>* 次項図 1 のようにボールを載せ 0 スイッチを押し、表示を 0 にセットする。</p> <p>* ボールを 180 度回転して次項図 2 のようにした時の表示値が、左右の差になる。          表示値が 48 以下の時は、サイドバランスは合格になる。          (10 ポンド未満・バランス規格参照)</p>

サイドウェイトバランス測定

図 1

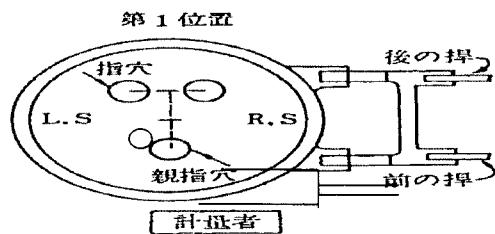
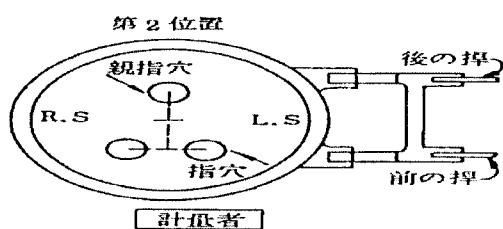


図 2



\*サイドウェイト測定と同じ手順で測定  
\*下図3のようにボールを載せセットする。  
\*後の棹(さお)の錘(おもり)で水平をとる。  
\*水平が取れた時点で、下図4のようにボールを180度回転して、前の棹の錘を動かして水平をとる。  
右・左に動かし、左右3オンス以内であれば、  
フィンガーバランスは合格になる。 (10  
ポンド未満・バランス規格参照)

図 3

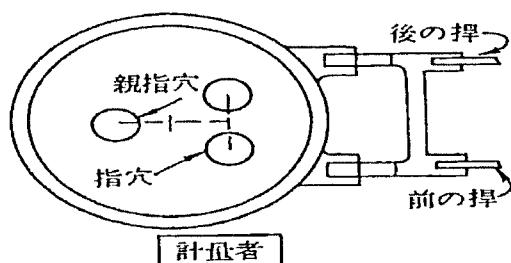


図 4

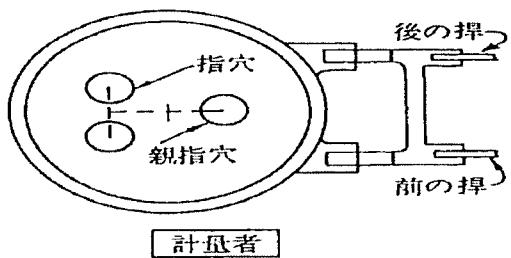


図 1

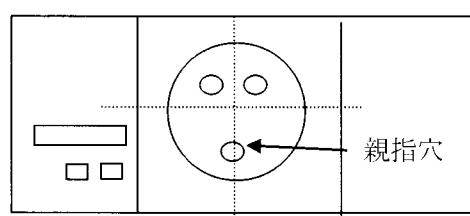
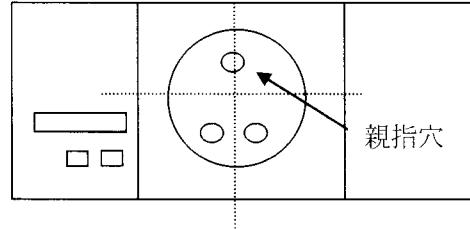


図 2



\*サイドウェイト測定と同じ手順で測定  
\*下図3のようにボールを載せ0スイッチを  
押し、表示を0にセットする。  
\*ボールを180度回転して下図4のようにした  
時の表示値が、左右の差になる。  
表示値が48以下の時は、フィンガーバランス  
は合格になる。(10ポンド未満・バランス  
規格参照)

図 3

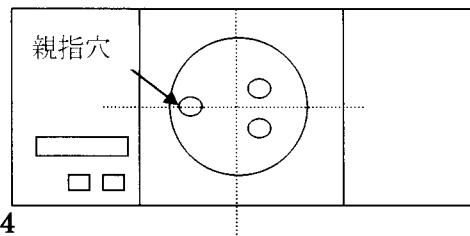
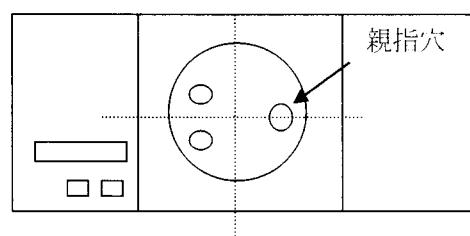


図 4



トップウェイトバランス測定

- \*サイドウェイト測定と同じ手順で測定
- \*下図5のようにボールを載せセットする。
- \*後の棹(さお)の錘(おもり)で水平をとる。
- \*水平が取れた時点で、下図6のようにボールを180度回転して、前のさおの錘を動かして水平をとる。
- \*右・左に動かし、左右3オンス以内であれば、トップウェイトバランスは合格になる。  
(10ポンド未満・バランス規格参照)

図 5

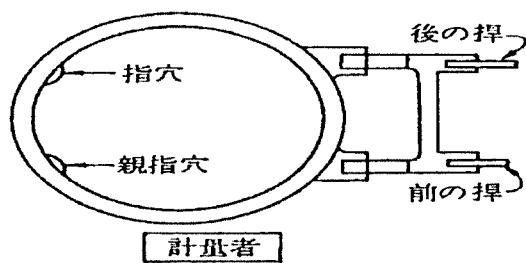
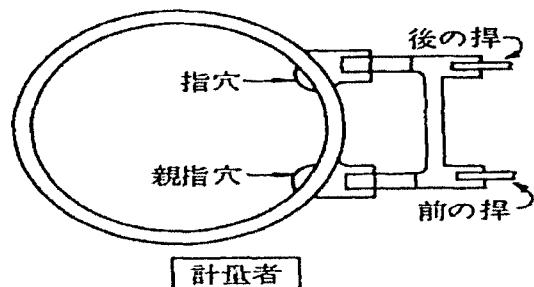


図 6



- \*サイドウェイト測定と同じ手順で測定
- \*下図5のようにボールを載せ0スイッチを押し、表示を0にセットする。
- \*ボールを180度回転して下図6のようにした時の表示値が、左右の差になる。
- \*表示値が48以下の時は、トップウェイトバランスは合格になる。  
(10ポンド未満・バランス規格参照)

図 5

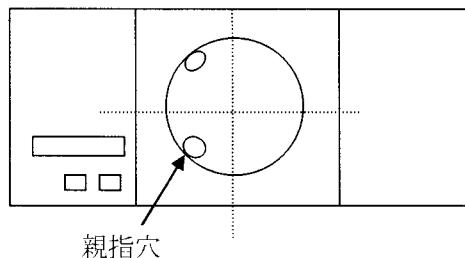
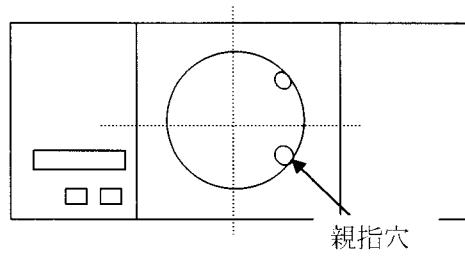


図 6



<指穴や窪みのないボール>

	手動バランサー	オートバランサー
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*指穴や窪みの無いボールの検査の場合は、 [ボールのどの半球の差を測定しても規格の範囲内でなければならない。] (バランス規格のとおりとする。・バランス規格参照)</li> </ul>	

# ボールの中心決定方法

ボールの中心は、バランス検査のために必要であり、ボールの中心は検査の基準点であり、最も重要なものである。

## <ボールの中心の決定方法>

図1

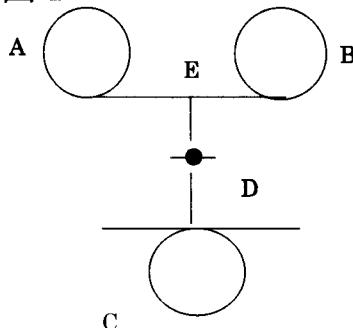


図1指穴（フィンガー）が3つ、親指穴（サムホール）場合

図1のA-Bは2つの指穴（フィンガー）の中心を結線であり、E点はA-B間の中点である。C点は親指穴（サム）の中心であり、C-E間の中点Dがボールの中心である。

図2

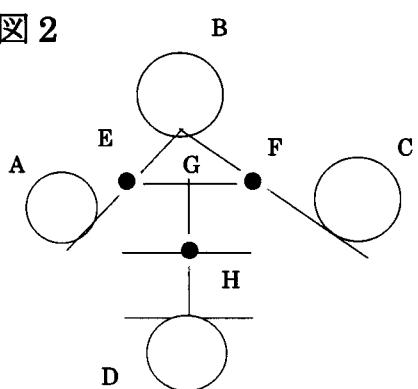


図2指穴（フィンガー）が3つ、親指穴（サムホール）場合

図2のとおり、実線A-B-Cは3つの指穴（フィンガー）の中心を結んでいる。EとFは、それぞれA-B、B-C間の中点である。GはEとF間の中点とする。  
GとDを結び、この線の中間点Hがボールの中心である。

図3

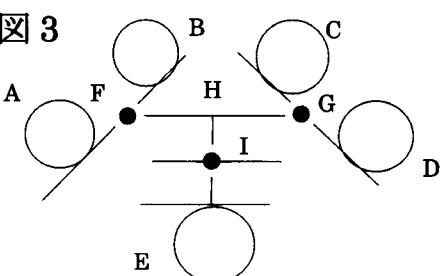


図3指穴（フィンガー）が2つ、親指穴（サムホール）場合

図3のA-B及びC-Dはそれぞれ二つの指穴（フィンガー）の中心を結んだ線であり、さらにそれの中点であるF-Gを結んだ線の中点であるHとサムホールの中心E間の中点Iがボールの中心である。

図4

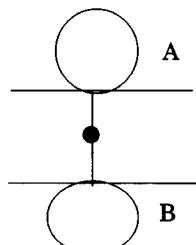


図4指穴（フィンガー）が1つ、親指穴（サムホール）場合

図4はAの指穴（フィンガー）の下部エッジ中心からBの親指穴（サムホール）の上部エッジを結んだ線の中心がボールの中心になる

## 図5～は親指穴（サムホール）がない場合の中心の出し方

親指穴（サムホール）が無いボールについての手のひらを置く方向を示す(+)マークは表面の溝や溝、傷とみなさい。+マークについては以下の条件で付けるようとする。

- 中心点より直下（2インチ（5.08センチメートル）ぐらいの場所）で手のひら中心付近につけること
- サイズは0.3937インチ（1センチメートル）以上0.7874インチ（2センチメートル）程度、深さについては特に定めないが、ローリングトラックにかかる場合はレーンに傷がつかない深さとすること
- マークを付ける道具については特に定めないこととする

それぞれの図での+マークの位置（掌や手の大きさにより異なります）を示しています。

図 5



図4はA-B2つの指穴（フィンガー）のみで  
A-Bを結んだ線の中心が中心点になる。

図 6

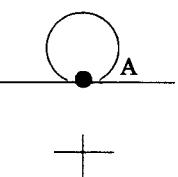


図6は指穴1個の場合にはAが中心になる。

図 7

図7)1

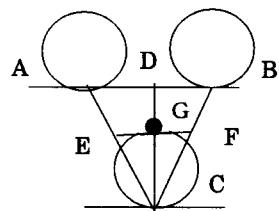


図7は指穴3個の場合

図7)1 A-B、B-C、A-Cはそれぞれ3つの指穴（フィンガー）の下部のエッジで  
結んだ線であり、さらにそれぞれの中点であるE-F、中点DとCの上部エッジの中  
心を結んだ線の中点であるGがボールの中心である。

図7)2 A-B、B-C、A-Cはそれぞれ3つの指穴（フィンガー）の下部のエッジで  
結んだ線であり、さらにそれぞれの中点であるE-F、中点DとCの下部エッジの中  
心を結んだ線の中点であるGがボールの中心である。

図7)2

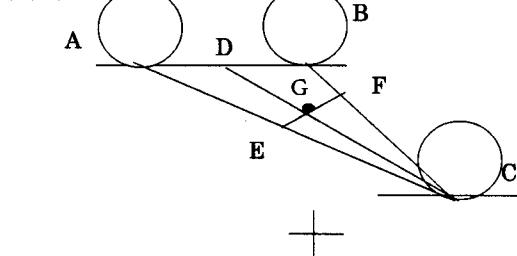


図 8

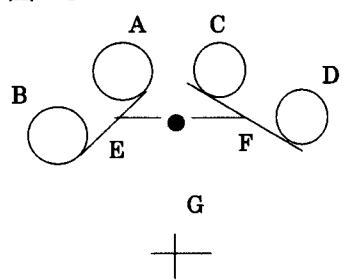


図8は指穴4個の場合

A-B及びC-Dはそれぞれ二つの指穴(フィンガー)の中心を結んだ線であり、さらにそれぞれの中点であるE-Fを結んだ線の中点であるGがボールの中心である。

図 9

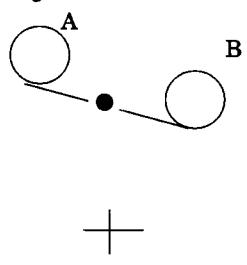


図9は指穴2個の場合

A-Bを結んだ線の中心が中心点になる。  
手をひねって薬指側に来ている状態

## JB公認ボール 認証一覧表

認定番号	認 定 日	ボ ー ル 名	申 請 者
第 15-01 号	2003 年 9 月 13 日	CONTROL(コントロール)	(株)コバ商事
第 15-02 号	2004 年 1 月 23 日	SCHOOL ACE(スクールエース)	日本ボーリング商工会
第 16-03 号	2004 年 10 月 1 日	TAFNEX(タフネックス)	(株)アシックス
第 16-04 号	2004 年 10 月 1 日	SUPERCRAST (スーパークラッシュ)	(株)アシックス
第 16-05 号	2005 年 3 月 19 日	ATHLETE (アスリート)	日本ボーナイト(株)
第 17-06 号	2005 年 6 月 20 日	ATHLETE GULLY (アスリートガリー)	日本ボーナイト(株)
第 17-07 号	2005 年 9 月 20 日	ATHLETE R shock (アスリート R ショック)	日本ボーナイト(株)
第 17-08 号	2005 年 10 月 25 日	ATHLETE KAISER (アスリートカイザー)	日本ボーナイト(株)
第 18-09 号	2006 年 10 月 26 日	コントロールキュービック	(株)コバ商事
第 18-10 号	2006 年 10 月 26 日	コントロールアース	(株)コバ商事
第 24-11 号	2012 年 9 月 30 日	くまモンボール	アメリカンボーリングサービス(ABS)
第 25-12 号	2013 年 9 月 29 日	ぐんまちやんスマーボール	アメリカンボーリングサービス(ABS)
第 25-13 号	2013 年 12 月 10 日	ふくピングスマーボール	アメリカンボーリングサービス(ABS)
第 25-14 号	2014 年 3 月 26 日	さのまるくんスマーボール	アメリカンボーリングサービス(ABS)

無断で転載を禁ずる

ボウリングボール・検査員

検査に関する手引

公益財団法人 JAPAN BOWLING

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

Japan Sport Olympic Square 5F

電話 03(6804)5605

FAX 03(6804)5606

2024年 4月 1日 改訂版